

# UC 立替払加盟店利用特約

## 第1条 (本特約の主旨)

1. 本特約は、トマトカード株式会社(以下「当社」と称します。)又は会員規約第 20 条第 1 項(ロ)(ハ)のクレジット会社・金融機関等と加盟店間の契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合、当該加盟店(以下「立替払加盟店」と称します。)におけるサービス利用料、ショッピング利用料金等のカードでの決済についての特約を定めたものです。
2. 立替払加盟店において、会員はカードを提示することにより、又は通信販売等の方法により、ショッピングサービスを受けることが出来るものとします。
3. 前項の場合、当社は会員の委託に基づき、会員に代ってサービス利用料、ショッピング利用料金等の立替払いをするものとし、会員は予め異議なくこれを承諾します。

## 第2条 (本特約の適用範囲)

1. 第1条に基づくサービス利用料、ショッピング利用料金等の立替払いにおいては、当社の定める会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の承認に関する条項は適用されないものとします。
2. 本特約に定めのない事項についてはすべて会員規約が適用されるものとします。

## 第3条 (求償金債権、債務)

会員は、第1条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けた会員のサービス利用料、ショッピング利用料金等を立替払いした場合、当社が会員に対して取得する求償金債権を会員規約のショッピングサービス条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとします。